獨協医科大学部室棟管理要綱

昭和50年12月27日制定

改正 平成15年2月21日

前文

本要綱は、学友会活動に資するため大学が貸与する部室棟の使用にあたって守るべき大綱を定めたものである。

1 使用者

部室棟を使用できるのは、本学学友会会員に限る。

2 管理・運営

部室棟の管理・運営は学友会に委託する。ただし、必要な場合には大学が施設・設備の点検を行う。

3 禁止事項

部室棟において次の行為をしてはならない。

- ① 危険物の持込み
- ② 火気使用
- ③ 宿泊
- ④ 喫煙・飲酒
- ⑤ 室内の改造
- ⑥ 大学備品の持出し
- ⑦ その他学友会活動以外の使用
- 4 施設・設備の保全

部室棟の施設・設備などは大切に取扱わねばならない。これらを故意又は重大な過失によって損傷した場合には弁償させることがある。

5 罰則

部室棟使用にあたって、この管理要綱に著しく違反した場合、大学は学友会に対して注意を促し、なお、改善が認められないときには、部室棟の使用を禁止し、又は取消すことがある。

6 細則

部室棟の使用などに関する細則は、この管理要綱に従って学友会で定めるものとする。